

令和8年4月20日

# 北九州市立消費生活センター わかものサポートニュース



## スマホで簡単にもうかるの？

副業の高額サポート契約、「お金がない」と断っても、**借金**の方法を指示され**契約**を迫る**悪質手口**に注意！



### 【相談事例】

SNS 広告の「写真仕分け」という簡単な副業にひかれ登録した。電話で説明を受けると「ブログ・広告作成の仕事」で、広告内容と違っていた。その上、「**170万円のサポート費用で250万円稼げる**」「すぐ元が取れる」と勧められた。「学生なのでお金がない」と断ったが、**消費者金融3社から計150万円を借りる**よう具体的に指示され契約してしまった。借金してサポート費用を払い、指示どおりにしても利益が出ず、**多額の借金だけが残った**。全額返金希望。

「お金がない」と断っているのに、借金やクレジット契約をさせ、強引に高額をサポート契約を結ばせるトラブルへのご相談が、10代、20代の若者から多く寄せられています。

### 【アドバイス】

- 借金をしてまで契約すべきものかよく考えましょう。
- 断る際は、「お金がない」ではなく、「いりません」ときっぱり断りましょう。
- 事業者に消費者金融やクレジットカードの作成を指南され、勤務先や年収等について嘘をつくよう指示されても、絶対に応じないでください。



一人で悩まず相談しましょう。

消費者ホットライン ☎ **188** (いやや) ※通話料は全て有料です。

(あなたの地域の消費生活センターにつながります。)

北九州市立消費生活センター【ウェルとばた7F】 ☎ 861-0999

### 重要なお知らせ

令和8年4月から、小倉北・小倉南・八幡西相談窓口  
に消費生活相談員(職員)は常駐していません。窓口は閉まっています

ほとんどの消費生活に関するご相談は電話で対応できます。

ご相談は、まず北九州市立消費生活センター(戸畑)(861-0999)までお電話ください。事前相談のうえ、来所の必要がある場合は、ご予約のうえ区の相談窓口に相談員を派遣します。皆様のご理解とご協力をお願い申し上げます。